

動物用医薬品

犬用ノミ・マダニ駆除剤

フィプロスポット[®] ドッグ

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、フィプロニルを主成分とする外用剤です。
フィプロニルは犬に寄生するノミ・マダニを駆除します。

【成分及び分量】

本品 1mL中

有効成分	含量
フィプロニル	100mg

【效能又は効果】

犬：ノミ、マダニの駆除

【用法及び用量】

10週齢及び体重2kg以上の犬の肩甲骨間背部の被毛を分け、皮膚上に直接次のピペット全量を滴下する。なお、体重60kg以上の犬は4.02mL入りピペット1本と適当な容量規格のピペット1本の全量を用いる。

体重	使用する薬剤容量
10kg未満	0.67mL入りピペット
10～20kg未満	1.34mL入りピペット
20～40kg未満	2.68mL入りピペット
40～60kg未満	4.02mL入りピペット

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、效能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は、獣医師の指導の下で使用すること。
- ・犬以外の動物には使用しないこと。特にウサギには使用しないこと。
- ・本剤は外用以外に使用しないこと。

(使用者に対する注意)

- ・内容液を直接手で触らないこと。
- ・喫煙や飲食をしながら投与しないこと。
- ・本剤投与後、完全に乾くまで(通常4時間程度)は投与部位に直接触れないこと。また、投与したことを見知らぬ人も触れないように注意すること。特に小児がいる多頭飼いの家庭で複数の犬に同時に本剤を投与する場合には、投与した犬と小児との接触を避けること。
- ・本剤は、投与後の犬と小児との接触を避けるよう人が注意を払う時間帯に投与すること。特に、3歳以下の幼児が投与後に犬に触れた場合、その手を口に持つ可能性があり、体重当たりの薬剤暴露量も大人より大きくなるので、3歳以下の幼児がいる家庭で本剤を使用する場合は、投与部位が完全に乾くまで投与した犬と幼児との接触を完全に避けること。また、その後も幼児が投与した犬に触れた場合は、必ず石鹼で手をよく洗うこと。

(犬に関する注意)

- ・本剤は1回投与すると通常ノミに対し1～3ヶ月間、マダニに対し約1ヶ月間新規の寄生を防御することができるため、次回の投与はそれを考慮して行うこと。

(取扱い及び廃棄に関する注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光を避け、なるべく湿気の少ない涼しいところに保管すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの容器等は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・内容液が皮膚に付着した場合は、まれに一過性の皮膚反応が起こることがあるため、使用後は石けんで、手をよく洗うこと。
- ・もし、誤って眼に入った場合は直ちに流水で洗い流すこと。刺激が続くような場合は、眼科医の診察を受けること。
- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

(犬に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・本剤使用前後 2 日間は、水浴あるいはシャンプーを行わないこと。
- ・犬の眼に入らないように注意すること。傷のある皮膚には滴下しないこと。
- ・もし、動物が舐めた場合、溶媒の性状のため一過性の流涎、アルコール様中毒症状(嘔吐、食欲不振)が観察されることがある。そのため、本剤投与後乾燥するまではお互いに舐めないように注意すること。
- ・まれに、他の外用殺虫剤と同様に本剤の使用後、個体差による一過性の過敏症(投与部位の刺激によるそう痒、発赤、熱感、湿疹等の皮膚炎、脱毛、眼瞼等の腫脹)が起こることがある。もし、症状が持続または悪化する場合は、直ちに獣医師に相談すること。
- ・まれに、溶媒の性状のため本剤を投薬した部位の被毛に脱色や変色が起こることがある。

(専門的事項)

重要な基本的注意

- ・衰弱、高齢、妊娠中、授乳中の犬あるいは薬物治療を受けている犬に対して使用する場合には投与の是非を慎重に判断した上で投与すること。

【包装】

S : 0.67mL × 3 本/24 本

M : 1.34mL × 3 本/24 本

L : 2.68mL × 3 本/18 本

XL : 4.02mL × 3 本

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術

〒 102-0073

東京都千代田区九段北一丁目 11 番 5 号

TEL : 03-3264-7556

製造販売業者

共立製薬株式会社

東京都千代田区九段南 1-5-10

®登録商標

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危険の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。